

札幌市告示第 5086 号

令和元年度秋期円山動物園動物舎砂入替及び搬出業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和元年 9 月 17 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局 〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1  
札幌市環境局円山動物園経営管理課経営係  
電話(011)621-1426

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称 令和元年度秋期円山動物園動物舎砂入替及び搬出業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和元年 10 月 1 日から令和元年 11 月 30 日まで
- (4) 履行場所 円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1）
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～32年度の札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種に「公園街路樹等管理業」に登録されている者であり、かつ、平成30～32年度の札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）において、工種が「造園」 A～C 等級に登録されている者であること。
- (3) 本社（本店）所在地が市内であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所 上記 1 に同じ。ただし入札説明書の交付は 9 時から 17 時の間とする。
- (2) 入札の日時及び場所 令和元年 9 月 26 日（木）10 時 00 分  
札幌市円山動物園 動物園プラザ（札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1）
- (3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)指定日時及び場所において、紙入札方式により行う。(送付及び事前提出、また電送による提出は認めない)

## 5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、入札参加資格を有する者か否かの確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(8) 詳細は入札説明書による。